

岡山県公報		発行 岡山県		目次	
					
目次		担当課（室）			
○ 災害救助法施行細則の一部を改正する規則 【規則】 （県例規集登載）		福祉企画課			
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新 【告示】		健康推進課 〃			
○ 指定障害福祉サービス事業者の指定 【公告】		指導監査課			
○ 応急入院指定病院の指定		健康推進課			
○ 公共測量の測量期間の変更		監理課			
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了		建築指導課			
				目次	
				担当課（室）	

◎岡山県規則第七十二号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和七年十一月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十五年岡山県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「第八条」を「第八条第一項」に改める。

別表第二中「薬剤師」の下に「、栄養士、管理栄養士」を、「臨床検査技師」の下に「、理学療法士、作業療法士」を加え、「及び歯科衛生士」を「、言語聴覚士、歯科衛生士及び歯科技工士」に、

保健師、助産師、看護師及び准看護師	一人一日 一四、三〇〇円以内
-------------------	----------------

を

保健師、助産師、看護師及び准看護師	一人一日 一四、三〇〇円以内
保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号）第三条第一項又は児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号）第三条第一項に規定する相談支援専門員	一人一日 一五、二〇〇円以内

に、「第四条第五号から第十号」を「第

四条第六号から第十一号」に改め、同表に次のように加える。

法第八条第二項に規定する登録被災者援護協力団体	救助の種類ごとに、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の定めるところによる。
-------------------------	--

附 則
この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定は、令和七年七月一日から適用する。

◎岡山県告示第四百九十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和七年十一月四日

指定した医療機関

名称

あわい訪問看護ステーション

晴れの国母子訪問所

真庭市訪問看護ステーション

所在地

倉敷市川入七九五―五 グリーンビレッジA棟一〇一号

室 笠岡市新賀三三二〇

真庭市下湯原五六

指定年月日

令和七年十一月一日

令和七年十一月一日

令和七年十一月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

◎岡山県告示第四百九十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和七年十一月四日

指定を更新した医療機関

名称

水島第一病院

スマイル薬局北畝店

所在地

倉敷市神田二―三―三三

倉敷市北畝七―三―六

岡山県知事 伊原 隆 太

更新年月日

令和七年十一月一日

令和七年十一月一日

◎岡山県告示第四百九十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和七年十一月四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

- 一 事業所の名称及び所在地
- 1 名称
- 2 地域就労循環型事業所 B I N G O アシスト「P O N O」
- 2 所在地
- 笠岡市笠岡大磯一〇一番地三
- 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
- 1 名称
- 株式会社三倉屋
- 2 主たる事務所の所在地
- 広島県福山市平成台一三番二号
- 三 指定年月日
- 令和七年十一月一日
- 四 事業所番号
- 三三一〇五〇〇五〇三
- 五 サービスの種類
- 就労継続支援B型

〔四九二〕精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）
第三十三条の六第一項に規定する精神科病院として、次の医療機関を指定した。

令和七年十一月四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 医療機関の名称

社会医療法人高見徳風会 希望ヶ丘ホスピタル

二 所在地

津山市田町一一五

三 指定期間

令和七年十一月一日から令和十年十月三十一日まで

令和7年11月4日 岡山県公報 第12750号

〔四九三〕美作県民局長から令和7年九月五日付け公布岡山県公告（公共測量の実施）
において公示した公共測量の測量期間を次のとおり変更した旨の通知があった。

令和7年十一月四日

変更前

令和7年八月二十日から同年十月三十一日まで

変更後

令和7年八月二十日から同年十一月二十八日まで

岡山県知事 伊原 木 隆 太

〔四九四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和七年十一月四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字尾越四七九三番一一、四七九三番一二、四七九四番六、四七九四番七、四七九五番四、四七九六番一二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市西阿知町一一四四番地四

守屋 大督

三 許可年月日及び許可番号

令和七年八月二十五日岡山県指令建指第一一一号